

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成20年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

生駒市水道局事務分掌規程（昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号）

の一部を次のように改正する。

第2条中「庶務係」を「庶務係
企画係」に、「計画係」を「給水係」に改める。

第3条庶務係の項第7号中「土地の境界明示」を「境界明示及び登記」に改め、同項第15号を削り、同項第16号を同項第15号とし、同項第17号を同項第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 防災訓練及び危機管理対策要領に関すること。

第3条庶務係の項の次に次の1項を加える。

企画係

(1) 基本計画の策定及び総合調整に関すること。

(2) 事業計画の認可に関すること。

(3) 原因者負担工事（都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為に限る。）に係る事前協議並びに負担金等の徴収及び精算に関すること。

(4) 水道料金の改定及び水道料金審議会に関すること。

(5) 局の組織及び事務分掌に関すること。

(6) 経営者会議及び事務改善に関すること。

(7) 分水及び受水（用水供給事業者からの受水を除く。）の契約に関するこ

と。

- (8) 相互応援の契約に関する事。
- (9) 中・長期事業（財政・施設）計画に関する事。
- (10) 未利用地の活用に関する事。
- (11) 市民意識調査に関する事。

第3条経理係の項第1号中「予算、決算及び経理」を「予算及び決算」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「出納取扱金融機関等」を「基金の運用及び処分」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「棚卸資産等」を「棚卸資産」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号中「預貯金」を「現金の預入れ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「の申請及び借入れ」を削り、同号を同項第6号とし、同項第9号を削り、同条営業係の項第1号を次のように改める。

- (1) 水道料金の収納及び消し込みに関する事。

第3条営業係の項第2号を削り、同項第3号中「減免」を「延納及び減免」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「開始」の次に「（水道水の受給開始）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「過誤納金の整理事務」を「水道料金の過誤納金」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「給水停止処分」を「水道料金の未納による給水停止」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

- (7) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。

第4条計画係の項を次のように改める。

給水係

- (1) 給水装置工事の受付、審査、承認及び指導に関する事。
- (2) 給水分担金及び工事費の決定及び精算に関する事。
- (3) 給水装置工事のしゅん工検査に関する事。

- (4) 給水の使用種別の認定及び変更に関すること。
- (5) 新設開栓によるメーターの取付けに関すること。
- (6) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (7) 貯水槽水道の管理に係る指導等に関すること。
- (8) 盗水の調査及びその処分に関すること。
- (9) 給水に係る苦情及び相談の受付並びにその処理に関すること。
- (10) 原因者負担工事（都市計画法による開発行為を除く。）に係る事前協議並びに負担金の徴収及び精算に関すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

第4条管理系の項第3号中「地下埋設物協議」を「部外者工事の立会い及び地下埋設物協議」に改め、同項第5号中「盗水の調査及びその処分」を「漏水の調査及び防止」に改め、同項第7号から第14号までを削る。

第5条浄水場系の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 県営水道の給水申込みに関すること。

第5条浄水場系の項第8号中「及び安全衛生」を削り、同項第9号中「主管に属する施設の保安及び取締り」を「主管に係る施設の警備」に改める。

第6条第2号中「及び支出負担行為」を削り、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 主管事務に関する支出負担行為及び支出命令に関すること。

第6条に次の1号を加える。

- (5) 主管事務に関する収入の調定、納入通知、徴収及び収入の消し込みに関すること。

第9条第1項中「課長」の次に「（浄水場にあつては、場長。以下同じ。）」を

加える。

第9条の2を削る。

第11条第1項中「課長補佐」の次に「（浄水場にあっては、場長補佐。以下同じ。）」を加える。

第11条の2を削る。

第13条第1項中「及び係のない課」を削る。

第14条第2項中「（場長を含む。以下同じ。）」を削り、同条第4項中「、場長に事故あるときは場長補佐が」を削る。

第15条中「及び場長」を削る。

第16条第1項中「、場長」を削り、「、課長補佐又は場長補佐」を「又は課長補佐」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（生駒市水道局被服貸与規程の一部改正）

2 生駒市水道局被服貸与規程（平成元年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改める。

別表の1の項中「並びに総務課庶務係及び経理係」を「及び総務課」に改める。